

令和8（2026）年度栃木県人事行政の運営等の状況

目 次

1 人事行政の運営の状況

(1) 職員の任用の状況	1
ア 職員数の状況	1
イ 採用・退職者数の状況	1
(2) 職員の給与の状況	2～38
ア 総括	2～4
イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況	5～7
ウ 一般行政職の級別職員数等の状況	8～10
エ 職員の手当の状況	10～24
オ 特別職の報酬等の状況	25
カ 職員数の状況	25～26
キ 公営企業職員の状況	27～38
(3) 職員の勤務時間、勤務条件等の状況	39
ア 勤務時間	39
イ 休暇	39
(4) 職員の休業の状況	40～42
ア 自己啓発等休業の状況	40
イ 配偶者同行休業の状況	40
ウ 育児休業等の状況	41～42
エ 大学院修学休業の状況	42
(5) 職員の分限及び懲戒の状況	43～44
ア 分限処分件数	43
イ 懲戒処分者数	44
(6) 職員の服務の状況	45
ア 年次休暇の取得状況	45
イ 介護休暇の取得状況	45
(7) 職員の退職管理の状況	46～47
(8) 職員の研修及び人事評価の状況	47～49
ア 職員研修の状況	47～48
イ 人事評価の状況	48～49
(9) 職員の福祉及び利益の保護の状況	50～52
ア 福利厚生計画の状況	50～51
イ 公務災害・通勤災害認定件数	52

2 人事委員会の業務の状況

(1) 職員の競争試験及び選考の状況	53～59
ア 競争試験実施状況	53～55
イ 選考審査実施状況	56
(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	57～59
(3) 勤務条件に関する措置要求	60
(4) 不利益処分に関する審査請求	60

○栃木県人事行政の運営等の状況の公表

栃木県の人事行政の運営等の状況について、栃木県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年栃木県条例第3号）第4条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和8（2026）年9月30日

栃木県知事 福田 富一

1 人事行政の運営の状況

（1）職員の任用の状況

ア 職員数の状況

区 分	職員数（人）						比 較
	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1	
一般行政部門	4,370	4,396	4,382	4,415	4,404	4,422	52
教育部門	14,963	14,844	14,582	14,383	14,248	14,209	△ 754
警察部門	3,874	3,883	3,872	3,878	3,848	3,831	△ 43
公営企業部門	447	331	314	297	285	276	△ 171
合 計	23,654	23,454	23,150	22,973	22,785	22,738	△ 916

※1 職員数は、常勤の職員で、休職者・派遣職員を含む。

※2 一般行政部門は、知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいう。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいう。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいう。

※5 公営企業部門は、企業局・病院・下水道管理事務所等に勤務する職員をいう。

イ 採用・退職者数の状況

（ア）採用者数の状況

区 分	令和7年度採用者数（人）			
	試験採用	選考採用	再任用	計
一般職員	246	70	20	336
教育職員	0	488	648	1,136
警察職員	72	35	6	113
合 計	318	593	674	1,585

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいう。

※2 教育職員とは、教員、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。

※3 警察職員とは、警察官をいう。

（イ）退職者数の状況

区 分	令和7年度退職者数（人）				
	定年	早期	再任用満了	その他	計
一般職員	0	31	85	197	313
教育職員	0	79	583	373	1,035
警察職員	0	9	4	105	118
合 計	0	119	672	675	1,466

※ その他とは、普通退職や死亡退職等の退職者数をいう。

(2) 職員の給与の状況

ア 総括

(ア) 人件費の状況 (令和7(2025)年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和8年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)R6年 度の人件費率
R7 年度	人 1,889,901	千円 888,929,571	千円 9,846,534	千円 220,350,186	% 24.8	% 24.6

(参考) 人件費の内訳 教育費 142,733,030 千円
警察費 37,362,046 千円
上記以外 40,255,110 千円

(注) 1 人件費には、職員の給与、特別職の給与、年金等を含む。

2 普通会計は、一般会計と特別会計(県営林事業特別会計等)を合算したものである。

(イ) 職員給与費の状況 (令和7(2025)年度普通会計決算)

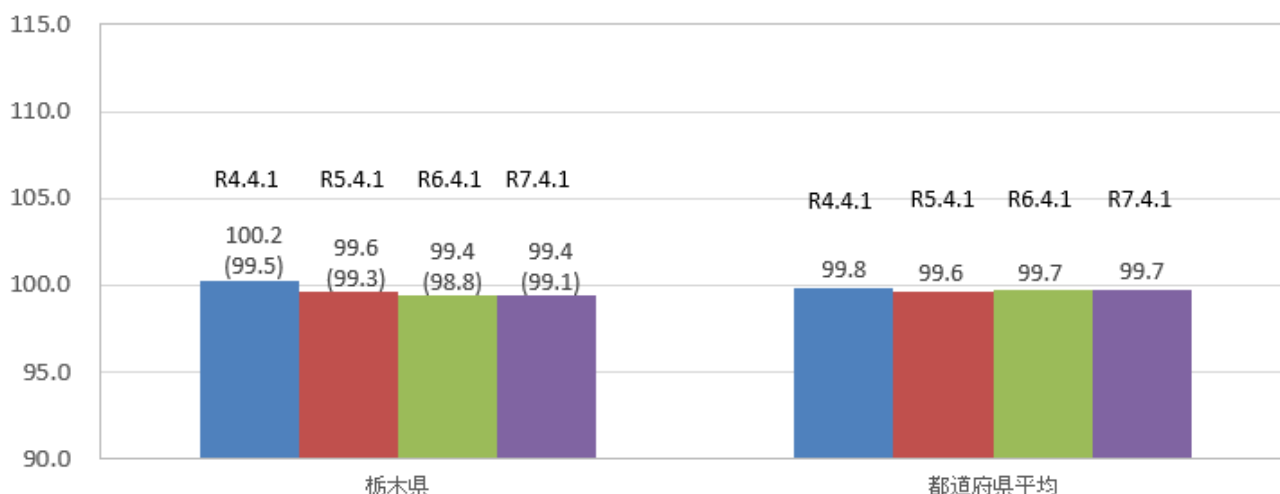
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人 当たり給与 費 B/A	(参考)都道府 県平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R7 年度	人 24,156	千円 104,693,347	千円 19,819,571	千円 44,658,394	千円 169,171,313	千円 7,003	千円 7,115

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和7(2025)年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(ウ) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(エ) 給与改定の状況(令和7(2025)年4月1日現在)

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
R7 年度	円 383,608	円 372,300	11,308 円 (3.04%)	% 3.03	% 3.03	% 3.62

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
R7 年度	月 4.65	月 4.60	月 0.05	月 0.05	月 4.65	月 4.65

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(オ) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 令和7(2025)年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号給近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、8級から9級までの隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合)

国基準では、宇都宮市・栃木市・鹿沼市・小山市・真岡市・大田原市・下野市・野木町4%に対し、全県一律4%を支給。

(実施時期)

令和7(2025)年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7(2025)年4月1日時点は3.8%、令和8(2026)年4月1日以降は4%を支給。

(参考)

区 分	R6 年度の支給割合	R7 年度の支給割合	R8 年度の支給割合
国基準に よる支給 割合	宇都宮市 6 %	5 %	4 %
	大田原市 6 %	5 %	4 %
	野木町 6 %	5 %	4 %
	鹿沼市 3 %	3 %	4 %
	小山市 3 %	3 %	4 %
	下野市 6 %	5 %	4 %
	栃木市 3 %	3 %	4 %
	真岡市 3 %	3 %	4 %
栃木県の 支給割合	県内一律 3.5 %	3.8 %	4 %

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和 7（2025）年 4 月 1 日実施）

(カ) 特記事項

- ① 平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 12 月 8 日までの間、知事等の給料月額及び期末手当について、知事は 20%、副知事は 15%、常勤監査委員及び教育長は 10%の減額措置を実施。

平成 28(2016)年 12 月 9 日から令和 2(2020)年 5 月 31 日までの間、知事等の給料月額及び期末手当について、知事は 10%、副知事は 7 %、常勤監査委員及び教育長は 5 %の減額措置を実施。

令和 2(2020)年 6 月 1 日から令和 3(2021)年 3 月 31 日までの間、知事等の給料月額及び期末手当について、知事は 15%、副知事は 10%、常勤監査委員及び教育長は 7 %の減額措置を実施。

令和 3(2021)年 4 月 1 日から令和 6(2024)年 12 月 8 日までの間、知事等の給料月額及び期末手当について、知事は 10%、副知事は 7 %、常勤監査委員及び教育長は 5 %の減額措置を実施。

令和 7(2025)年 1 月 1 日から令和 10(2028)年 12 月 8 日までの間、知事等の給料月額及び期末手当について、知事は 10%、副知事は 7 %、常勤監査委員及び教育長は 5 %の減額措置を実施。

- ② 平成 23(2011)年 4 月 30 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日までの間、県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額について、それぞれ 5 %の減額措置を実施。

令和 2(2020)年 5 月 1 日から令和 3(2021)年 3 月 31 日までの間、県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額について、それぞれ 5 %の減額措置を実施。

- ③ 平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 25(2013)年 3 月 31 日までの間、県の一般職の職員の給料月額について、5 %の減額措置を実施。

- ④ 平成 25(2013)年 7 月 1 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日までの間、国の要請を踏まえた減額措置の取組として、給料表及び職務の級ごとに、4.7%、7.7%、9.7%の減額措置を実施。

イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 8（2026）年 4 月 1 日）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
栃木県	42.3 歳	338,053 円	412,579 円	371,352 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
都道府県平均	42.3 歳	329,304 円	420,139 円	372,087 円

② 技能労務職

区 分	公務員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与 月額(国比較 ベース)	対 応 す る 民 間 の 類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	A/B
栃木県	53.8歳	208人	296,787 円	336,611 円	315,472 円	—	—	—	—
うち用務員	54.6歳	72人	279,076 円	311,982 円	296,626 円	他に分類さ れない運搬 ・清掃・包 装等従事者	52.5歳	223,800円	1.39
うち自動車 運転手	59.6 歳	48 人	288,766 円	331,955 円	303,576 円	乗用自動車 運転者(タ クシー運転 者を除く)	65.1 歳	217,400 円	1.53
うちその他	49.1歳	88人	315,652 円	359,302 円	337,380 円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567 円	— 円	337,907 円	—	—	—	—
都道府県平均	53.7歳	140人	309,925 円	366,087 円	341,488 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
栃木県	—	—	
うち用務員	5,110,200円	3,073,300円	1.66
うち自動車運転手	5,315,749円	2,770,300円	1.92
うちその他	—	—	

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
（令和 4（2022）年～令和 6（2024）年の 3 ヶ年平均）
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- ※ 技能労務職員の「その他」は、用務員、電話交換手及び自動車運転手以外の職員で、土木労務（土木事務所の道路維持補修業務）、農業労務（農業総合研究センター等の農作業）、畜産労務（畜産酪農研究センターの飼養管理業務）等に従事する職員である。

③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
栃木県	45.4 歳	390,037 円	447,335 円
都道府県平均	44.6 歳	378,535 円	442,107 円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
栃木県	42.1 歳	377,102 円	424,860 円
都道府県平均	41.6 歳	366,616 円	424,360 円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
栃木県	39.1 歳	362,324 円	480,825 円	396,601 円
国	41.7 歳	339,095 円	—	399,794 円
都道府県平均	39.4 歳	345,913 円	494,513 円	397,690 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和 8（2026）年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(イ) 職員の初任給の状況（令和 8（2026）年 4 月 1 日現在）

区 分		栃 木 県	国
一般行政職	大 学 卒	237,600 円	232,000 円
	高 校 卒	206,700 円	200,300 円
技能労務職	高 校 卒	205,000 円	—
	中 学 卒	—	—
高等学校教育職	大 学 卒	265,400 円	—
	高 校 卒	222,100 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	265,400 円	—
	高 校 卒	222,100 円	—
警 察 職	大 学 卒	271,600 円	269,200 円
	高 校 卒	244,300 円	230,400 円

(ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和 8 (2026) 年 4 月 1 日現在）

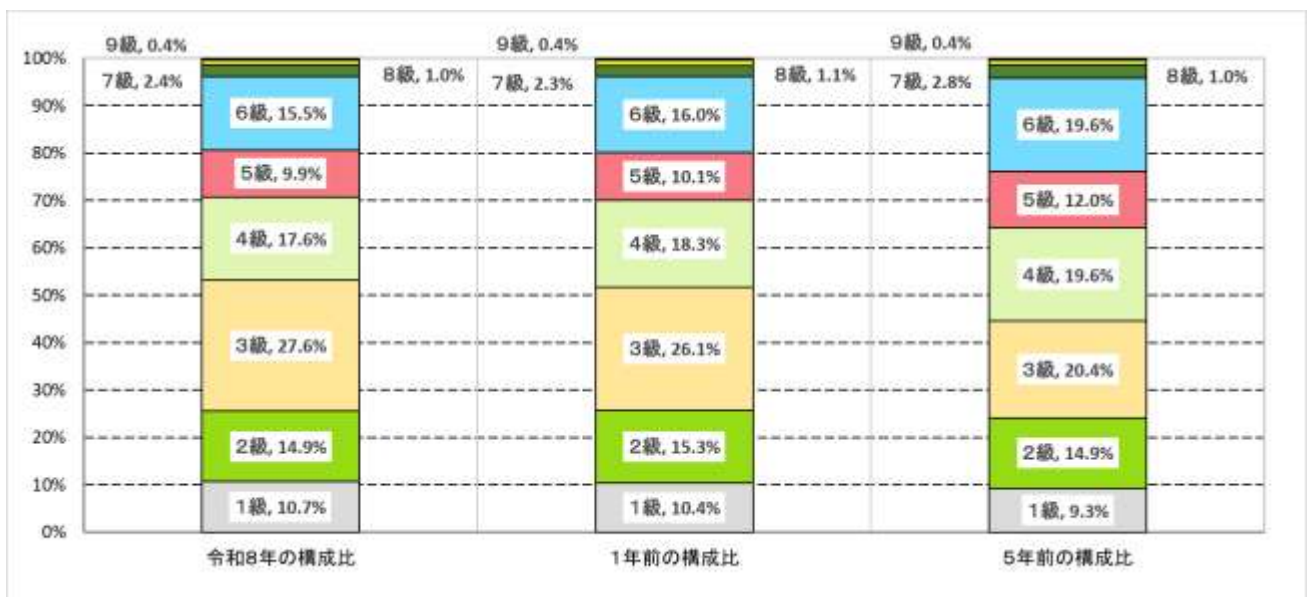
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	296,533円	376,941円	398,942円	416,513円
	高校卒	266,100円	306,825円	360,878円	375,869円
技能労務職	高校卒	245,900円	該当なし	該当なし	328,750円
	中学卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
高等学校 教育職	大学卒	354,756円	414,841円	441,992円	455,541円
	高校卒	該当なし	331,170円	348,600円	406,875円
小・中学校 教育職	大学卒	355,562円	411,647円	431,083円	443,845円
	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
警察職	大学卒	315,903円	405,446円	420,863円	433,225円
	高校卒	302,550円	370,839円	408,969円	425,660円

ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

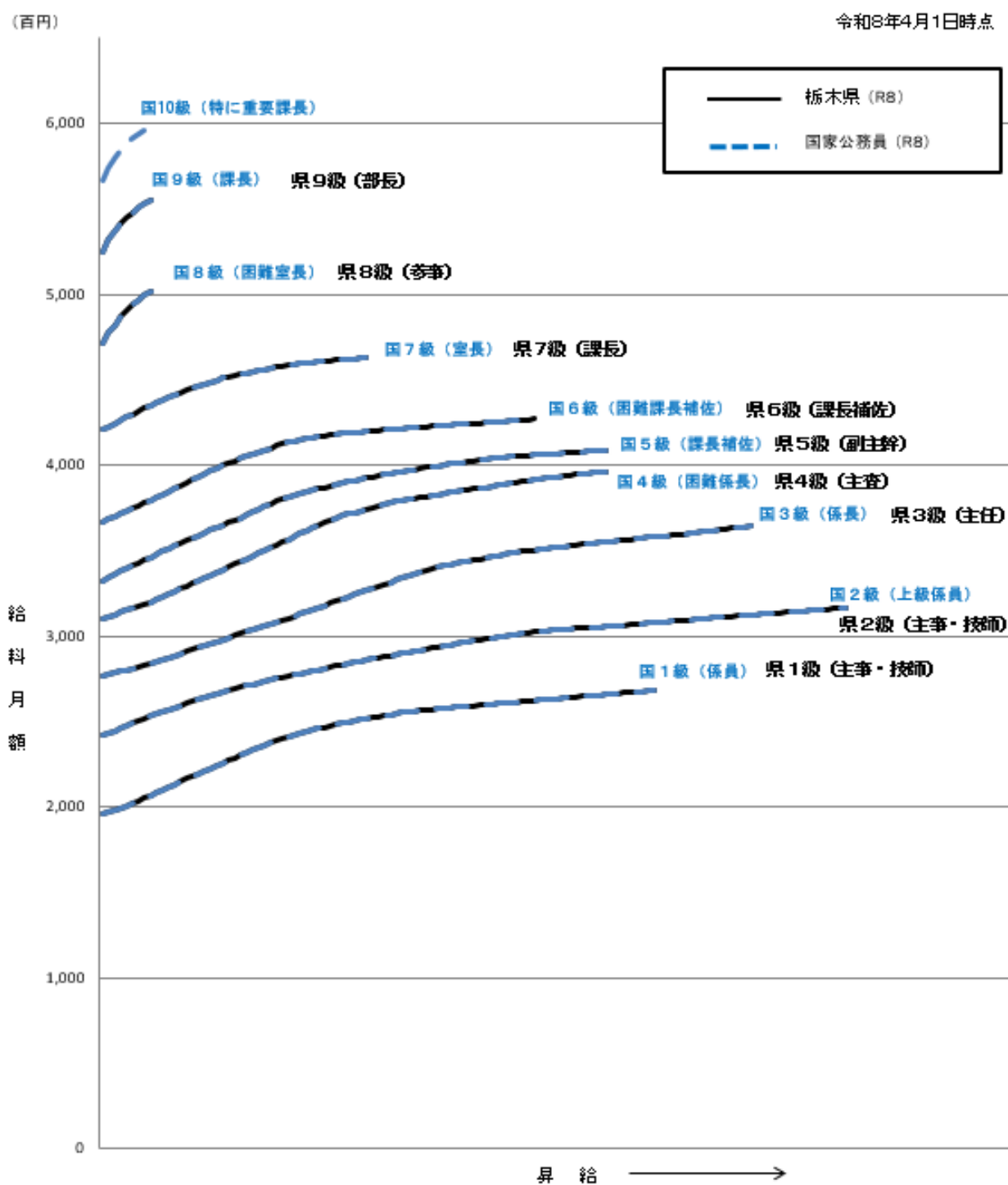
(ア) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和8(2026)年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	487人	10.7%	195,800円	268,300円
2 級	主事、技師	677人	14.9%	242,000円	316,800円
3 級	主任、主査	1,256人	27.6%	276,300円	364,200円
4 級	係長	804人	17.6%	309,800円	396,500円
5 級	副主幹	451人	9.9%	332,600円	409,000円
6 級	課長補佐、課長	707人	15.5%	366,800円	427,000円
7 級	課長	109人	2.4%	420,700円	463,000円
8 級	次長	46人	1.0%	471,900円	501,500円
9 級	部長	19人	0.4%	525,300円	555,300円

- (注) 1 栃木県の職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(イ) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和8（2026）年4月1日現在）



(ウ) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（栃木県）

令和7(2025)年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

エ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

栃 木 県					国				
1人当たり平均支給額（R7(2025)年度）					—				
1,848千円									
(R7年度支給割合)					(R7年度支給割合)				
期末手当		勤勉手当			期末手当		勤勉手当		
6月期	1.25 月分	1.05 月分			6月期	1.25 月分	1.05 月分		
	(0.70) 月分	(0.50) 月分				(0.70) 月分	(0.50) 月分		
12月期	1.275 月分	1.075 月分			12月期	1.275 月分	1.075 月分		
	(0.725) 月分	(0.525) 月分				(0.725) 月分	(0.525) 月分		
計	2.525 月分	2.125 月分			計	2.525 月分	2.125 月分		
	(1.425) 月分	(1.025) 月分				(1.425) 月分	(1.025) 月分		
(加算措置の状況)					(加算措置の状況)				
職制上の段階、職務の級等による加算措置					職制上の段階、職務の級等による加算措置				
・役職加算 5～20%					・役職加算 5～20%				
・管理職加算 15～22%					・管理職加算 10～25%				

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（栃木県）

令和 7 (2025) 年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	○
上位、標準の成績率			○		
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

（イ）退職手当（令和 8 (2026) 年 4 月 1 日現在）

栃 木 県				国			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
応募認定退職特例措置 (2%～45%加算)				定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			
1人当たり平均支給額（R 7 (2025) 年度）							
教 育 職	1,165 千円	23,510 千円					
警 察 職	4,668 千円	22,988 千円					
上記以外	1,686 千円	22,233 千円					

（注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 7 (2025) 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(ウ) 地域手当 (令和 8 (2026) 年 4 月 1 日現在)

支 給 実 績 (R 7 年度決算)		4, 216, 570 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (R7 年度決算)		170, 456 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
県内市町村	4. 0%	23, 195 人	4. 0%
東京都特別区	20. 0%	24 人	20. 0%
横浜市	16. 0%	1 人	16. 0%
大阪市	16. 0%	4 人	16. 0%
さいたま市	13. 0%	2 人	13. 0%
千葉市	13. 0%	1 人	13. 0%
医師又は歯科医師	16. 0%	139 人	16. 0%
平均支給割合	4. 09%	—	4. 09%

(注) 「国の制度 (支給割合)」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

(エ) 特殊勤務手当 (令和 8 (2026) 年 4 月 1 日現在)

① 支給実績等

支給実績 (R 7 (2025) 年度決算)	1, 159, 755 千円
内訳 教 育 費	633, 852 千円
警 察 費	415, 816 千円
上 記 以 外	110, 087 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (R 7 (2025) 年度決算)	85, 578 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R 7 (2025) 年度)	56. 1%
手当の種類 (R 7 (2025) 年度手当数)	24
手当の種類 (R 8 (2026) 年度手当数)	24

② 手当の内容

a 一般行政職（技能労務職を含む。）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 R7年度決算	左記職員に対する 支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	税務課、県税事務所、自動車税事務所に勤務する職員	県税の賦課及び徴収に関する事務	35,393千円	(日額) 750円
防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当		・感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは移送又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業 ・家畜伝染病の病原体を有する家畜又は当該病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業その他の家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業	3千円	下記以外の作業 (日額) 330円 口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会が定める家畜伝染病に係る防疫作業 (日額) 450円 (このうち、口蹄疫のまん延を防止するために行う牛のと殺又は豚熱のまん延を防止するために行う豚のと殺の作業に従事した場合 (日額) 900円
		特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業		(日額) 4,000円を超えない範囲
教務手当	衛生福祉大学校、県央産業技術専門校、農業大学校に勤務する職員	主として教務又は職業訓練の業務	32,531千円	(月額) 給料月額の2.5%～10% 支給限度額 16,000円～31,500円 (1月)
	林業大学校、消防学校に勤務する職員	指導業務	556千円	(日額) 380円
	衛生福祉大学校、県央産業技術専門校、農業大学校に勤務する職員	講師として行う研修等のための授業	9千円	本務外 (1時間) 300円 支給限度額 6,000円(1月)
	窯業技術支援センターに勤務する職員		214千円	(1時間) 150円 支給限度額 6,000円(1月)
放射線取扱手当	産業技術センターに勤務する職員	金属物のエックス線撮影	84千円	(日額) 280円

社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	健康福祉センター、児童相談所、障害者総合相談所、とちぎ男女共同参画センターに勤務する職員	社会福祉の現業等の業務	21,958千円	児童相談所勤務職員 (月額) 1,130円 上記以外の職員 (月額) 750円 (夜間通報対応1回) 750円
航空業務に従事する職員の特殊勤務手当	消防防災課等に勤務する職員	航空機の操縦又は整備に関する業務及び航空機に搭乗して行う業務	1,727千円	(月額) 430円～1,050円 (1時間) 1,900円～5,100円
精神保健福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	障害福祉課、健康福祉センター、精神保健福祉センターに勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者の現地における事前調査業務、精神保健指定医の行う精神障害者等の診察の立会業務、精神障害者の移送業務又は精神障害者等との間で行う相談、判定、指導業務	1,351千円	(月額) 450円～1,130円
廃棄物処理施設の検査業務等に従事する職員の特殊勤務手当	環境保全課、資源循環推進課、環境森林事務所等に勤務する職員	産業廃棄物処理施設等の検査業務その他の廃棄物の適正な処理の確保のための業務	117千円	(月額) 280円～750円
特殊現場作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	特殊な現場における調査、測量、監督又は検査等の作業	657千円	(月額) 280円～1,260円
家畜等取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	畜産酪農研究センター等に勤務する職員	家畜等を取り扱う作業	39千円	(月額) 280円～650円
特殊機械、爆発物及び特殊薬品取扱作業等に従事する職員の特殊勤務手当	林業センター、農業総合研究センター、畜産酪農研究センター等に勤務する職員	特殊機械、爆発物又は特殊薬品を取り扱う作業	1,465千円	(月額) 230円～750円
狂犬病予防業務等に従事する職員の特殊勤務手当	動物愛護指導センター又は健康福祉センターに勤務する職員	狂犬病予防業務等	11千円	(月額) 340円
用地取得等交渉業務に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	用地取得又は土地改良事業の施行に伴う換地のための交渉業務	5,656千円	(月額) 750円

災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当		異常な自然現象等により重大な災害が発生した箇所等において、河川の堤防等における巡回監視又は応急作業、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣され行う連絡調整等の業務	32千円	(日額) 710円～2,160円
原子力事業所敷地内等作業手当		次の区域における作業 1 福島原発の敷地 2 福島原発の周辺区域(帰宅困難区域、居住制限区域等)	0千円	(日額) 1 ①免震重要棟外 13,300円～ 40,000円 ②免震重要棟内 3,300円 2 ①屋外 3,300円～ 6,600円 ②屋内 660円～1,330円

b 教育職（県立学校の事務職等を含む。）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 R7年度決算	左記職員に対する 支給単価
通信教育指導兼務職員の特殊勤務手当	教育職員(通信教育の指導を本務とする職員を除く。)	学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条の規定により県立の高等学校の行う通信教育に関する次に掲げる勤務 1 面接指導 2 添削指導	0千円	1(1時間) 600円 2(1点) 70円 支給限度額 4,200円(1月)
兼務職員の特殊勤務手当	県立学校の教育職員	1 昼間課程の勤務を本務とする者の行う夜間課程の勤務 2 夜間課程の勤務を本務とする者の行う昼間課程の勤務	842千円	(1時間)1,300円 支給限度額 41,600円(1月)
特殊薬品撒布指導等職員の特殊勤務手当	農業に関する課程を置く県立の高等学校の教育職員	農業実習の指導又は学校農場の管理のための、有機りん製剤の撒布の実地指導又はその作業	6千円	(日額) 230円
災害応急作業等手当		異常な自然現象等により重大な災害が発生した箇所等において、河川の堤防等における巡回監視又は応急作業、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣され行う連絡調整等の業務	0千円	(日額) 710円～2,160円

教員特殊業務手当	市町村立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は県立学校の教育職員のうち、職務の級が教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の1級、2級又は特2級のもの	次に掲げる業務(当該業務が、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶものに限る。) 1 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務 2 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 3 教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日等に行うもの 4 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	511,579千円	(日額) 1 8,000円～ 16,000円 2, 3 5,100円 4 3,900円
教育業務連絡指導手当	市町村立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は県立学校に勤務する教諭のうち、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)に規定する主任等(教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものに限る。)	当該担当に係る業務	120,791千円	(日額) 200円
学校看護師特殊勤務手当	特別支援学校の学校看護師	医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)に係る業務	115千円	(日額) 750円～5,100円
夜間学級担当手当	夜間学級を置く県立の中学校の教育職員	本務としての夜間学級に関する業務	— (令和8年度新設)	(日額) 900円～1,400円

c 警察職

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 R7年度決算	左記職員に対する 支給単価
警察職員の特殊勤務手当	警察職員	1 私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕の業務 2 交通取締用自動二輪車運転業務	117,344千円	(日額) 560円

警察職員の特殊勤務手当	警察職員	3 高速道路における交通取締用自動車（２に掲げるものを除く。）その他特殊自動車運転業務	1,810千円	（日額）460円
		4 交通取締用自動車（２及び３に掲げるものを除く。）その他特殊自動車運転業務	11,975千円	（日額）420円
		5 被留置者看守及び管理業務	13,123千円	（日額）320円
		6 交通取締業務専務員が行う交通取締業務	5,563千円	（日額）310円
		7 青少年補導業務	72千円	（日額）280円
		8 指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識業務	7,980千円	（日額）320円～560円
		9 警察官が警察署、交番、駐在所等を拠点として行う警戒及び警ら業務	50,615千円	（日額）340円
		10 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う作業	0千円	（日額）840円～1,080円
		11 那須御用邸等において警衛専従員が行う警ら、立しょうその他の警衛業務	106千円	（日額）370円
		12 護衛等業務	1,180千円	（日額）640円～1,150円
		13 山岳遭難者救助業務	205千円	（日額）840円～1,080円
		14 被疑者護送業務	1,770千円	（日額）310円
		15 特殊危険物質による被害を受けるおそれのある業務	0千円	（日額）250円～4,600円
		16 防弾装備を着装し、武器を携帯して行う業務	0千円	（日額）820円～1,640円
		17 交通事件又は交通事故に係る道路上の捜査業務	10,912千円	（日額）560円～1,260円
		18 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる犯罪予防若しくは捜査、交通取締、看守又は電話交換若しくは通信の業務	125,317千円	（勤務1回）410円～1,100円
		19 死体取扱業務	58,987千円	（1体）1,600円～

警察職員の特殊勤務手当	警察職員			3,200円
		20 犯罪の予防若しくは捜査、被疑者逮捕、交通取締、交通整理、犯罪鑑識又は爆発物処理の業務に係る事件、事故等が突発的に発生し、これを処理するため、正規の勤務時間外において緊急の呼出を受けて、午後9時から翌日の午前5時までの間に従事する犯罪予防等業務	1,812千円	(勤務1回) 1,240円
		21 爆発物処理班員が従事する爆発物処理業務	0千円	(1件) 5,200円
		22 潜水器具を着用して行う水難者の捜索、犯罪の証拠物件の捜索等の潜水業務	0千円	(1時間) 310円～1,500円
		23 通訳業務	21千円	(日額)560円
		24 犯罪被害者等支援業務	33千円	(日額)750円
航空業務に従事する職員の特殊勤務手当(再掲)	警察職員	航空機の操縦又は整備に関する業務および航空機に搭乗して行う業務	5,965千円	(日額) 430円～1,050円 (1時間) 1,900円～5,100円
特殊機械、爆発物及び特殊薬品取扱作業等に従事する職員の特殊勤務手当(再掲)	警察職員	特殊機械、爆発物又は特殊薬品を取り扱う作業	0千円	(日額) 230円～750円
災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当(再掲)		異常な自然現象等により重大な災害が発生した箇所等において、河川の堤防等における巡回監視又は応急作業、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣され行う連絡調整等の業務	0千円	(日額) 710円～2,160円
原子力事業所敷地内等作業手当(再掲)	警察職員	次の区域における作業 1 福島原発の敷地 2 福島原発の周辺区域(帰宅困難区域、居住制限区域等)	944千円	(日額) 1 ①免震重要棟外 13,300円～40,000円 ②免震重要棟内 3,300円 2 ①屋外 3,300円～6,600円 ②屋内 660円～1,330円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (R7 (2025)年度決算)	4,133,768千円
職員1人当たり平均支給年額 (R7 (2025)年度決算)	413千円
支給実績 (R6 (2024)年度決算)	3,710,277千円
職員1人当たり平均支給年額 (R6 (2024)年度決算)	370千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和7(2025)年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(カ) 寒冷地手当 (令和8(2026)年4月1日現在)

支 給 実 績 (R7 年度決算)			17,562千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (R7年度決算)			50,855円
支給対象地域		世帯主等の区分	支給額 (月額)
事務所	学校	世帯主である職員 (扶養親族有)	19,800円
21世紀林業創造の森	栃木県立日光明峰高等学校		
那須農業振興事務所	日光市立中宮祠小学校		
那須広域ダム管理支所			
日光土木事務所中禅寺ダム管理所	日光市立鬼怒川小学校		
日光土木事務所三河沢ダム管理所	日光市立三依小学校		
日光警察署中宮祠交番	日光市立足尾小学校		
日光警察署足尾交番	日光市立湯西川小学校		
日光警察署清滝警察官駐在所	日光市立中宮祠中学校		
日光警察署湯元警察官駐在所	日光市立藤原中学校	世帯主である職員 (扶養親族無)	11,400円
今市警察署藤原交番	日光市立三依中学校		
今市警察署川治警察官駐在所	日光市立足尾中学校		
今市警察署三依警察官駐在所	日光市立湯西川中学校	その他の職員 (世帯主以外)	8,200円
今市警察署栗山黒部警察官駐在所	那須塩原市立塩原小中学校		
今市警察署湯西川警察官駐在所	那須町立那須高原小学校		
那須塩原警察署那須交番	那須町立那須中学校		
那須塩原警察署広谷地警察官駐在所			

(キ) その他の手当 (令和 8 (2026) 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員 1人当たり 平均支給年額
				(R7年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同じ	—	千円	円
	(1) 子 (月額) 13,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算			2,093,624	196,640
	(2) 子以外 (月額) 6,500円 ※行政職8級相当職員は3,500円、行政職9級相当職員は支給なし				
住居手当	自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 (1) 家賃27,000円以下の場合 家賃 - 16,000円 (2) 家賃27,000円を超える場合 11,000円 + (家賃 - 27,000円) / 2 (最高限度額 28,000円)	同じ	—	千円 1,322,392	円 265,701
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とし、通勤距離が片道2km以上である職員に支給	異なる	国の制度 (1) 交通機関等利用職員 全額支給限度額 1ヶ月当たり 150,000円 (2) 自動車等交通用具使用職員 通勤距離に応じて 月額 2,000円 ～66,400円 (3) 駐車場等利用職員 利用料金を支給 (月額5千円を限度)	千円 3,235,949	円 139,842
	(1) 交通機関等利用職員 ・定期券、回数乗車券代相当額 新幹線鉄道又は高速自動車国道等を利用している場合一定の条件に合えば、特別料金を支給				
	(2) 自動車等交通用具使用職員 通勤距離に応じて (月額) 2,000円～81,890円				
	(3) 交通機関等との併用者 パークアンドライド方式の駐車場利用の場合、利用料金の2分の1を支給 (月額3千円を限度)				
給料の特別調整額 (管理職手当)	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ	—	千円 1,179,446	円 690,542
	支給額 (月額) 43,000円～130,300円				

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員 1人当たり 平均支給年額
				(R7年度決算)	
初任給調整手当	(1) 第一種初任給調整手当 医師、歯科医師、獣医師で採用が困難であると認められる職に採用された職員又は特殊な専門的知識を必要とし、採用に特別な事情があると認められる職に採用された職員に支給 ・支給期間 医師又は歯科医師については採用の日から35年以内、獣医師については採用の日から15年以内、その他の職については採用の日から5年以内の期間、それぞれ採用の日から1年を経過するごとに減額 ・支給額（月額） (1) 医師又は歯科医師 417,600円以内 (2) 獣医師 45,000円以内 (3) その他 2,500円以内	異なる	国の制度 (2)、(3) 支給なし	千円 77,205	円 528,803
	(2) 第二種初任給調整手当 採用の日における給料月額及び地域手当の合計額が地域別最低賃金に相当する額を下回る職印に対し、その差額を補填するために支給			R8年度 新設	—
単身赴任手当	事務所を異にする異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員に支給	同じ	—	千円 19,656	円 393,120
	基礎額(月額) 30,000 円 加算額(月額) 8,000 円～70,000 円 （職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が 100km 以上である場合、距離に応じて加算）				

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員 1人当たり 平均支給年額										
				(R7年度決算)											
特地勤務手当等	生活の著しく不便な地に所在する事務所（特地事務所）に勤務する職員に支給	同じ	－	千円 2,382	円 476,367										
	(1)特地勤務手当 生活の著しく不便な地に所在する事務所に勤務する職員に支給 支給額＝ 特地勤務手当基礎額×支給割合 支給割合 1級地 4/100 2級地 8/100 3級地 12/100														
	(2)特地勤務手当に準ずる手当 特地事務所等に異動した職員等のうち異動に伴って住居を移転した者に異動から3～6年間支給 支給額＝ 特地勤務手当基礎額×支給割合 支給割合														
	<table><tr><th colspan="2">期間等の区分</th><th>支給割合</th></tr><tr><td rowspan="3">異動等の日から起算して4年に達するまでの間</td><td>特地事務所</td><td>3級地 6/100</td></tr><tr><td rowspan="2">準特地事務所</td><td>2級地又は1級地 5/100</td></tr><tr><td>4/100</td></tr><tr><td colspan="2">異動等の日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの間</td><td>4/100</td></tr><tr><td colspan="2">異動等の日から起算して5年に達した後</td><td>2/100</td></tr></table>			期間等の区分		支給割合	異動等の日から起算して4年に達するまでの間	特地事務所	3級地 6/100	準特地事務所	2級地又は1級地 5/100	4/100	異動等の日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの間		4/100
期間等の区分		支給割合													
異動等の日から起算して4年に達するまでの間	特地事務所	3級地 6/100													
	準特地事務所	2級地又は1級地 5/100													
		4/100													
異動等の日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの間		4/100													
異動等の日から起算して5年に達した後		2/100													
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に、その勤務した全時間に対して支給 支給額＝ 勤務1時間当たりの給与額 														

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員 1人当たり 平均支給年額
				(R7年度決算)	
管理職員 特別勤務 手当	(1) 給料の特別調整額の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給勤務1回につき 4,000円～12,000円	同じ	—	千円 7,735	円 84,076
	(2) 給料の特別調整額の支給を受ける職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日等以外の日の午後10時から午後5時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給勤務1回につき 2,000円～6,000円				
農林漁業 普及指導 手当	農業、林業又は水産業に従事する者に接して、農業、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員等に支給			千円 46,348	円 362,094
	普及指導員等（管理職員を除く。） 支給額（月額）＝給料月額×8%				
へき地手 当等	へき地学校及びこれに準じる学校に勤務する職員に支給			千円 29,922	円 356,213
	(1)へき地手当 へき地学校等に勤務する職員に支給 支給額（月額）＝ 〔給料（教職調整額を含む。）＋扶養手当〕×支給割合 支給割合 1級地 8/100 2級地 12/100 3級地 16/100 へき地学校に準じる学校 4/100				
	(2)へき地手当に準ずる手当 へき地学校等に異動した職員等のうち異動に伴って住居を移転した者に異動から3～6年間支給 支給額（月額）＝ 〔給料（教職調整額を含む。）＋扶養手当〕×4/100				
定時制 通信教育 手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校の教育職員に支給			千円 60,860	円 323,721
	（月額）22,000円～32,000円				
産業教育 手当	実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する教育職員に支給			千円 129,214	円 321,428
	（月額）22,000円～32,000円				

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員 1人当たり 平均支給年額
				(R7年度決算)	
義務教育 等教員特 別手当	小学校、中学校、義務教育学校又は 県立学校に勤務する教育職員に支給			千円	円
	(月額) 8,600円の範囲内の額			867,582	59,595
災害派遣 手当等	災害応急対策等のため、住所又は居 所を離れて本県の区域に派遣された 職員に支給			千円	円
	(日額) 3,970円～6,620円			0	0

オ 特別職の報酬等の状況（令和8（2026）年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,233,000 円
	副 知 事	1,004,400 円
報 酬	議 長	1,060,000 円
	副 議 長	960,000 円
	議 員	890,000 円
期末手当	知 事	（令和7（2025）年度支給割合） 3.50月分
	副 知 事	（令和7（2025）年度支給割合） 3.50月分
退職手当	知 事	（算定方式）（1期の手当額）（支給時期） 137万円×在職月数×0.6 39,456千円 原則として任期ごと。 本人の申出により通算も可。
	副 知 事	108万円×在職月数×0.45 23,328千円 原則として任期ごと。 本人の申出により通算も可。

- （注） 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

カ 職員数の状況

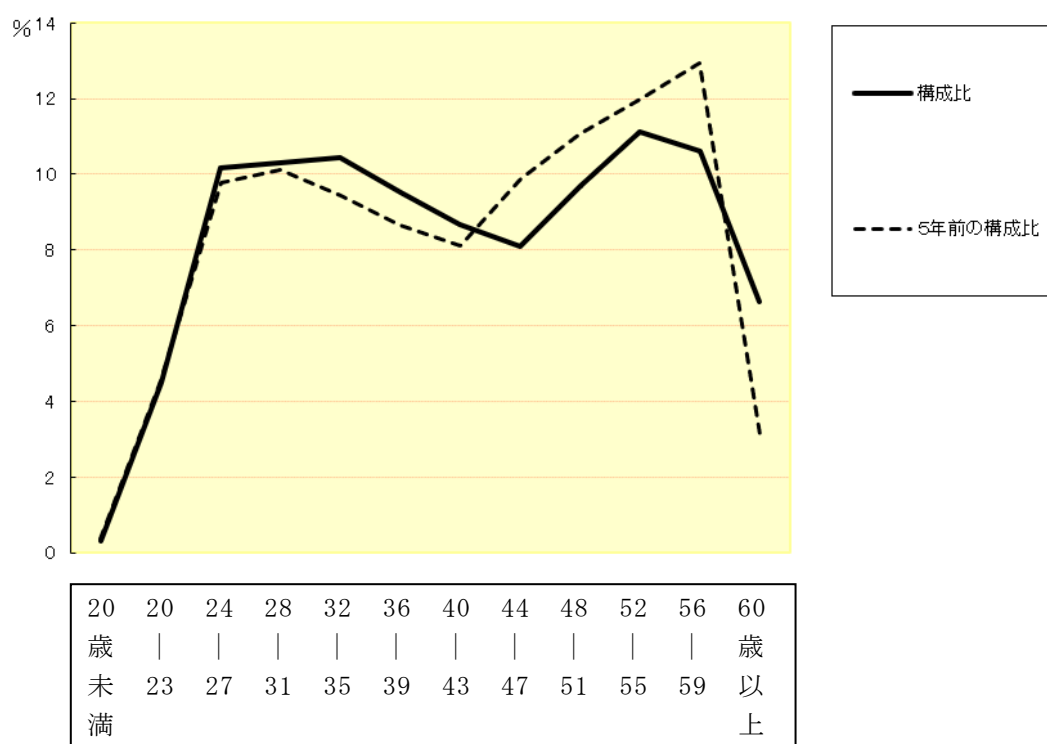
（ア）部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和 7 年	令和 8 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	37	37	0	業務執行体制の見直し 業務執行体制の見直し 業務執行体制の見直し 業務執行体制の見直し 業務執行体制の見直し 業務執行体制の見直し 業務執行体制の見直し 業務執行体制の見直し 業務執行体制の見直し
		総 務 企 画	622	631	9	
		税 務	300	298	▲ 2	
		民 生	412	414	2	
		衛 生	743	754	11	
		労 働	97	99	2	
		農 林 水 産	1047	1051	4	
		商 工	238	238	0	
		土 木	908	900	▲ 8	
		計	4, 404	4, 422	18	(参考：人口10万人当たり職員数 237.89人)
門	教育部門		14, 173	14, 134	▲ 39	学級減
	警察部門		3, 848	3, 831	▲ 17	業務執行体制の見直し
	小 計		22, 425	22, 387	▲ 38	(参考：人口10万人当たり職員数 1, 204.38人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院		0	0	0	業務執行体制の見直し 派遣職員の減
	水 道		22	22	0	
	下 水 道		23	22	▲ 1	
	そ の 他		240	232	▲ 8	
	小 計		285	276	▲ 9	
合 計			22, 710 [26, 604]	22, 663 [26, 604]	▲ 47	(参考：人口10万人当たり職員数 1, 219.22人)

- （注） 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。
3 教育部門には、教育長を含まない。

(イ) 年齢別職員構成の状況（令和 8（2026）年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	76人	1,084人	2,464人	2,497人	2,528人	2,308人	2,098人	1,965人	2,348人	2,691人	2,568人	1,607人	24,234人

(ウ) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別年度	3年	4年	5年	6年	7年	8年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	4,370	4,396	4,382	4,415	4,404	4,422	52(101.2%)
教育	14,893	14,771	14,510	14,310	14,173	14,134	△759(94.9%)
警察	3,874	3,883	3,872	3,878	3,848	3,831	△43(98.9%)
普通会計 計	23,137	23,050	22,764	22,603	22,425	22,387	△750(96.8%)
公営企業等会計	447	331	314	297	285	276	△171(61.7%)
総合計	23,584	23,381	23,078	22,900	22,710	22,663	△921(96.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(教育部門には教育長を含まない。)

キ 公営企業職員の状況

(ア) 電気事業

① 職員給与費の状況

a 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) R6年度の 総費用に占める職 員給与費比率
R7 年度	千円 2,467,985	千円 378,808	千円 401,171	% 16.3	% 13.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費8,221千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R7 年度	人 49	千円 187,649	千円 45,549	千円 81,136	千円 314,334	千円 6,415	千円 6,972

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和8(2026)年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

4 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、令和6(2024)年度の値である。

b 特記事項

平成25(2013)年7月1日から平成26(2014)年3月31日までの間、国の要請を踏まえ給料月額を減額した。なお、減額措置の内容は、1総括(6)特記事項④の内容と同一である。

平成22(2010)年4月1日から平成25(2013)年3月31日までの間、給料月額を5%減額した。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和8(2026)年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃 木 県	40.1 歳	329,495 円	523,760 円
団 体 平 均	46.1 歳	367,766 円	579,434 円
事 業 者	— 歳		— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 団体平均は、令和7(2025)年4月1日現在における値である。

3 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

栃 木 県	栃木県 (一般行政職)
1人当たり平均支給額 (R7年度) 1,656 千円	1人当たり平均支給額 (R7年度) 1,680 千円
(R7年度支給割合) 期末手当 2.525 月分 (1.425) 月分 勤勉手当 2.125 月分 (1.025) 月分	(R7年度支給割合) 期末手当 2.525 月分 (1.425) 月分 勤勉手当 2.125 月分 (1.025) 月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和8（2026）年4月1日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
応募認定退職特例措置（2%～45%加算）			応募認定退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額（R7年度）			1人当たり平均支給額（R7年度）		
5,259千円			1,524千円 21,908千円		

（注）1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去2年間に退職した職員に支給された平均額である。

2 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

3 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

c 地域手当（令和8（2026）年4月1日現在）

支給実績（R7年度決算）			7,368 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R7年度決算）			150,367 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
県内市町村	4.0%	49人	4.0%

d 特殊勤務手当（令和8（2026）年4月1日現在）

支給実績（R7年度決算）			2,042 千円	
支給職員 1人当たり平均支給年額（R7年度決算）			42,542 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R7年度）			98 %	
手当の種類（R8年度手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 R7年度決算	左記職員に対する 支給単価
発電施設管理業務 手当	全職員	発電施設の巡視、点検、 操作又は修繕	1,067千円	1日400円
		発電施設の運転	213千円	1日300円
危険手当	全職員	危険箇所での作業、塩素取扱 作業又は特殊薬品取扱作業	699千円	1日280円
		異常な自然現象等により重大 な災害が発生し、若しくは発 生するおそれのある箇所又は その周辺での作業	63千円	1日2,160円 以内

e 時間外勤務手当

支給実績（R7年度決算）	7,552 千円
職員1人当たり平均支給年額（R7年度決算）	164 千円
支給実績（R6年度決算）	7,541 千円
職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	164 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日給を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和7（2025）年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員

を含む。

f その他の手当（令和8(2026)年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R7年度決算)
給料の特別調整額 (管理職手当)	一般行政職の 制度参照	同じ	なし	2,683千円	894,333円
扶養手当				3,576千円	238,400円
住居手当				3,330千円	256,154円
通勤手当				15,801千円	343,500円
宿日直手当				2,606千円	162,900円
寒冷地手当				590千円	59,000円

(イ) 水道事業

① 職員給与費の状況

a 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)R6年度の 総費用に占める職 員給与費比率
R7 年度	千円 1,732,686	千円 187,517	千円 220,435	% 12.7	% 11.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R7 年度	人 24	千円 99,139	千円 23,474	千円 43,254	千円 165,867	千円 6,911	千円 7,100

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和8(2026)年3月31日現在の人数である。

3 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、令和6(2024)年度の値である。

b 特記事項

平成25(2013)年7月1日から平成26(2014)年3月31日までの間、国の要請を踏まえ給料月額を減額した。なお、減額措置の内容は、1総括(6)特記事項④の内容と同一である。

平成22(2010)年4月1日から平成25(2013)年3月31日までの間、給料月額を5%減額した。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和8(2026)年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃 木 県	45.7 歳	352,909 円	628,359円
団 体 平 均	44.3 歳	368,401 円	590,688円
事 業 者	— 歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 団体平均は、令和7(2025)年4月1日現在における値である。

3 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

栃 木 県	栃木県（一般行政職）
1人当たり平均支給額（R7年度） 1,802 千円	1人当たり平均支給額（R7年度） 1,680 千円
（R7年度支給割合） 期末手当 2.525 月分 勤勉手当 2.125 月分 （1.425）月分（1.025）月分	（R7年度支給割合） 期末手当 2.525 月分 勤勉手当 2.125 月分 （1.425）月分（1.025）月分
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和8（2026）年4月1日現在）

栃木県	栃木県（一般行政職）
（支給率）自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 応募認定退職特例措置（2%～45%加算） 1人当たり平均支給額（R7年度） 3,513千円	（支給率）自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 応募認定退職特例措置（2%～45%加算） 1人当たり平均支給額（R7年度） 1,524千円 21,908千円

（注）1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去2年間に退職した職員に支給された平均額である。

2 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

3 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

c 地域手当（令和8（2026）年4月1日現在）

支給実績（R7年度決算）			4,013 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R7年度決算）			167,208 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
県内市町村	4.0%	24人	4.0%

d 特殊勤務手当（令和8（2026）年4月1日現在）

支給実績（Ｒ７年度決算）			414千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（Ｒ７年度決算）			27,600円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（Ｒ７年度）			62.5%	
手当の種類（Ｒ８年度手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 Ｒ７年度決算	左記職員に対する 支給単価
水道施設管理業務 手当	全職員	水道施設の巡視、点検、 検査、操作又は修繕	316千円	１日350円
		水質検査のための業務	32千円	１日200円
危険手当	全職員	危険箇所での作業、塩素 取扱作業又は特殊薬品取 扱作業	66千円	１日280円

		異常な自然現象等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺での作業	0千円	1日2,160円以内
--	--	---	-----	------------

e 時間外勤務手当

支給実績(R7年度決算)	2,143千円
職員1人当たり平均支給年額(R7年度決算)	113千円
支給実績(R6年度決算)	2,111千円
職員1人当たり平均支給年額(R6年度決算)	106千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日給を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和7(2025)年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当(令和8(2026)年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R7年度決算)
給料の特別調整額 (管理職手当)	一般行政職の 制度参照	同じ	なし	3,790千円	758,000円
扶養手当				2,677千円	243,364円
住居手当				1,808千円	301,333円
通勤手当				7,922千円	330,083円
寒冷地手当				706千円	70,600円

(ウ) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)R6年度の 総費用に占める職 員給与費比率
R7 年度	千円 757,238	千円 138,451	千円 54,461	% 7.2	% 4.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R7 年度	人 6	千円 23,038	千円 3,797	千円 10,032	千円 36,867	千円 6,145	千円 6,610

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和8(2026)年3月31日現在の人数である。

3 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、令和6(2024)年度の値である。

b 特記事項

平成 25(2013)年 7 月 1 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日までの間、国の要請を踏まえ給料月額を減額した。なお、減額措置の内容は、1 総括(6) 特記事項④の内容と同一である。
平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 25(2013)年 3 月 31 日までの間、給料月額を 5 %減額した。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 8（2026）年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃 木 県	42.0 歳	376,255 円	553,659円
団 体 平 均	45.1 歳	352,214 円	549,834円
事 業 者	－ 歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 団体平均は、令和 7（2025）年 4 月 1 日現在における値である。
3 「－」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

栃 木 県	栃木県（一般行政職）
1 人当たり平均支給額（R 7 年度） 1,672 千円	1 人当たり平均支給額（R 7 年度） 1,680 千円
(R 7 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.525 月分 2.125 月分 (1.425)月分 (1.025)月分	(R 7 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.525 月分 2.125 月分 (1.425) 月分 (1.025)月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和 8（2026）年 4 月 1 日現在）

栃木県	栃木県（一般行政職）
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 19.6695月分 24.586875月分 勤続 25 年 28.0395月分 33.27075月分 勤続 35 年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 応募認定退職特例措置(2%～45%加算) 1人当たり平均支給額(R 7 年度) 2,511千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 19.6695月分 24.586875月分 勤続 25 年 28.0395月分 33.27075月分 勤続 35 年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 応募認定退職特例措置(2%～45%加算) 1人当たり平均支給額(R 7 年度) 1,524千円 21,908千円

- (注) 1 栃木県の 1 人当たり平均支給額は、令和 4（2022）年度及び令和 6（2024）年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 栃木県（一般行政職）の 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。
3 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

c 地域手当（令和 8（2026）年 4 月 1 日現在）

支給実績（R7年度決算）		882 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R7年度決算）		147,000 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
県内市町村	4.0%	6 人	4.0%

d 特殊勤務手当（令和 8（2026）年 4 月 1 日現在）

支給実績（R 7 年度決算）			87 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（R 7 年度決算）			29,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R 7 年度）			50.0 %	
手当の種類（R 8 年度手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 R 7 年度決算	左記職員に対する 支給単価
水道施設管理手当	全職員	工業用水道施設の巡視、点検、検査、操作又は修繕	67千円	1 日 350円
		水質検査のための業務	1千円	1 日 200円
危険手当	全職員	危険箇所での作業、塩素取扱作業又は特殊薬品取扱作業	19千円	1 日 280円
		異常な自然現象等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺での作業	0千円	1 日 2,160円 以内

e 時間外勤務手当

支給実績（R 7 年度決算）	794 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（R 7 年度決算）	132 千円
支給実績（R 6 年度決算）	735 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（R 6 年度決算）	123 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日給を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 7（2025）年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（令和 8（2026）年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と異なる内容	支給実績 （R 7 年度決算）	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 （R 7 年度決算）
扶養手当	一般行政職の 制度参照	同じ	なし	174千円	87,000円
住居手当				1,195千円	239,000円
通勤手当				665千円	133,000円

（エ）用地造成事業

① 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B / A	（参考）R 6 年度の 総費用に占める職員 給与費比率
R 7 年度	千円 2,012,825	千円 517,222	千円 58,753	% 2.92	% 26.52

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費 54,698 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費B/A	
R 7 年度	人 11	千円 48,709	千円 12,577	千円 21,153	千円 82,439	千円 7,494	千円 6,688

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和 8 (2026) 年 3 月 31 日現在の人数である。
3 (参考) 都道府県平均 1 人当たり給与費は、令和 6 (2024) 年度の値である。

b 特記事項

平成 25(2013) 年 7 月 1 日から平成 26(2014) 年 3 月 31 日までの間、国の要請を踏まえ給料月額を減額した。なお、減額措置の内容は、1 総括(6) 特記事項④の内容と同一である。

平成 22(2010) 年 4 月 1 日から平成 25(2013) 年 3 月 31 日までの間、給料月額を 5 %減額した。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (令和 8 (2026) 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃 木 県	40.7 歳	384,293 円	612,261 円
団 体 平 均	45.7 歳	356,716 円	556,084 円
事 業 者	一 歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 団体平均は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日現在における値である。
3 「一」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

栃 木 県	栃木県 (一般行政職)
1 人当たり平均支給額 (R 7 年度) 1,923 千円	1 人当たり平均支給額 (R 7 年度) 1,680 千円
(R 7 年度支給割合) 期末手当 2.525 月分 (1.425) 月分 勤勉手当 2.125 月分 (1.025) 月分	(R 7 年度支給割合) 期末手当 2.525 月分 (1.425) 月分 勤勉手当 2.125 月分 (1.025) 月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当 (令和 8 (2026) 年 4 月 1 日現在)

栃 木 県			栃木県 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 応募認定退職特例措置 (2%~45% 加算)			その他の加算措置 応募認定退職特例措置 (2%~45% 加算)		
1 人当たり平均支給額 (R 7 年度)			1 人当たり平均支給額 (R 7 年度)		
12,398 千円			1,524 千円 21,908 千円		

- (注) 1 栃木県の 1 人当たり平均支給額は、過去 2 年間に退職した職員に支給された平均額である。
2 栃木県 (一般行政職) の 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

- 3 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

c 地域手当

支給実績（R7年度決算）			1,977 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R7年度決算）			179,727 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
県内市町村	4.0%	11人	4.0%

d 特殊勤務手当（令和8（2026）年4月1日現在）

支給実績（R7年度決算）			123 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R7年度決算）			13,666 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R7年度）			81.8 %	
手当の種類（R8年度手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象 職員	主な支給対象業務	支給実績 R7年度決算	左記職員に対する 支給単価
用地交渉手当	全職員	用地取得のための交渉業務	123千円	1日750円
危険手当	全職員	危険箇所での作業、塩素取扱作業 又は特殊薬品取扱作業	0千円	1日280円
		異常な自然現象等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺での作業	0千円	1日2,160円 以内

e 時間外勤務手当

支給実績（R7年度決算）	5,525 千円
職員1人当たり平均支給年額（R7年度決算）	614 千円
支給実績（R6年度決算）	4,862 千円
職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	540 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日給を含む。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和7（2025）年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（令和8（2026）年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と異なる内容	支給実績 （R7年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （R7年度決算）
給料の特別調整額 （管理職手当）	一般行政職 の制度参照	同じ	なし	1,655千円	827,500円
扶養手当				1,662千円	237,429円
住居手当				759千円	253,000円
通勤手当				876千円	79,636円

(オ) 施設管理事業

① 職員給与費の状況

a 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) R6年度 の総費用に占める 職員給与費比率
R7 年度	千円 363,519	千円 44,980	千円 162,519	% 44.7	% 44.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R7 年度	人 17	千円 78,262	千円 14,599	千円 37,565	千円 130,426	千円 7,672	千円 7,467

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和8(2026)年3月31日現在の人数である。
3 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、令和6(2024)年度の値である。

b 特記事項

平成25(2013)年7月1日から平成26(2014)年3月31日までの間、国の要請を踏まえ給料月額を減額した。なお、減額措置の内容は、1総括(6)特記事項④の内容と同一である。
平成22(2010)年4月1日から平成25(2013)年3月31日までの間、給料月額を5%減額した。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和8(2026)年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃 木 県	41.7 歳	373,624 円	601,399 円
団 体 平 均	36.1 歳	396,520 円	623,462 円
事 業 者	－ 歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 団体平均は、令和7(2025)年4月1日現在における値である。
3 「－」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

栃 木 県	栃木県 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(R7年度) 2,210 千円	1人当たり平均支給額(R7年度) 1,680 千円
(R7年度支給割合) 期末手当 2.525 月分 (1.425) 月分 勤勉手当 2.125 月分 (1.025) 月分	(R7年度支給割合) 期末手当 2.525 月分 (1.425) 月分 勤勉手当 2.125 月分 (1.025) 月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和 8（2026）年 4 月 1 日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
応募認定退職特例措置（2%～45%加算）			応募認定退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額（R7 年度）			1人当たり平均支給額（R7 年度）		
964 千円			1,524 千円 21,908 千円		

- （注） 1 栃木県の 1 人当たり平均支給額は、過去 2 年間に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 栃木県（一般行政職）の 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。
- 3 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

c 地域手当（令和 8（2026）年 4 月 1 日現在）

支給実績（R7 年度決算）			3,222 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（R7 年度決算）			189,529 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
県内市町村	4.0%	17 人	4.0%

d 特殊勤務手当（令和 8（2026）年 4 月 1 日現在）

支給実績（R7 年度決算）			0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（R7 年度決算）			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R7 年度）			0.0%	
手当の種類（R8 年度手当数）			0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 R7 年度決算	左記職員に対する 支給単価
危険手当	全職員	危険箇所での作業、塩素取扱作業又は特殊薬品取扱作業	0 千円	1 日 280 円
		異常な自然現象等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺での作業	0 千円	1 日 2,160 円以内

e 時間外勤務手当

支給実績（R7 年度決算）	1,447 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（R7 年度決算）	103 千円
支給実績（R6 年度決算）	2,999 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（R6 年度決算）	214 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日給を含む。
- 2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 7（2025）年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（令和 8（2026）年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (R 7 年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R 7 年度決算)
給料の特別調整額 (管理職手当)	一般行政職の 制度参照	同じ	なし	4,063千円	1,015,750円
扶養手当				2,475千円	206,250円
住居手当				1,619千円	269,833円
通勤手当				1,765千円	117,667円

(3) 職員の勤務時間、勤務条件等の状況

ア 勤務時間（令和 8（2026）年 4 月 1 日現在）

職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき一週間当たり 38 時間 45 分としており、知事部局に勤務する職員は、一般的に午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなっている。

なお、職務の特殊性又は職場の特殊の必要により、特別の形態で勤務する職員もいる。

イ 休暇（令和 8（2026）年 4 月 1 日現在）

区 分	期 間
年次休暇	一の年度において20日
傷病休暇	公務上の傷病又は結核性疾患によるものは1年、その他の傷病によるものは90日（人事委員会規則で定める傷病によるものにあつては180日）を限度
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に、その都度必要と認められる期間
介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間
介護時間	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
組合休暇	職員団体の機関の業務に従事する場合に、一の年度において30日

(4) 職員の休業の状況

ア 自己啓発等休業の状況（令和 7（2025）年度の新規取得者）

区 分		自己啓発等 休業 取得者数	承認期間		
			1 年以下	1 年を超え 2 年以下	2 年を超え 3 年以下
一般部門	男性職員				
	女性職員				
教育部門	男性職員				
	女性職員				
警察部門	男性職員				
	女性職員				
合 計	男性職員				
	女性職員				

※ 自己啓発等休業は、地方公務員法第 26 条の 5 の規定に基づき、3 年を超えない範囲内において条例で定める期間、大学等課程の履修又は国際貢献活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして条例で定めるものに参加するために休業をすることができる制度。給与（給料及び諸手当。以下同じ。）は、自己啓発等休業の期間中は支給されない。

イ 配偶者同行休業の状況（令和 7（2025）年度の新規取得者）

区 分		配偶者同行 休業 取得者数	承認期間		
			1 年以下	1 年を超え 2 年以下	2 年を超え 3 年以下
一般部門	男性職員				
	女性職員	1	1		
教育部門	男性職員				
	女性職員	2		1	1
警察部門	男性職員				
	女性職員				
合 計	男性職員				
	女性職員	3	1	1	1

※ 配偶者同行休業は、地方公務員法第 26 条の 6 の規定に基づき、3 年を超えない範囲内において条例で定める期間、職員が、外国での勤務その他の条例で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするために休業をすることができる制度。給与は、配偶者同行休業の期間中は支給されない。

ウ 育児休業等の状況

(ア) 育児休業等の取得状況（令和 7（2025）年度）

区 分		育児休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	部分休業 取得者数	令和7年度中に新 たに育児休業等が 取得可能となった 職員数
一般部門	男性職員	91		4	93
		55			
	女性職員	59	4	15	60
教育部門	男性職員	134		6	257
		19			
	女性職員	334	14	93	335
		3			
警察部門	男性職員	138			152
		8			
	女性職員	36		63	36
合 計	男性職員	363		10	502
		82			
	女性職員	429	18	171	431
		3			

- ※ 1 育児休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「地公育休法」という。）第 2 条の規定に基づき、3 歳に満たない子を養育する職員は、その子が満 3 歳に達する日まで休業をすることができる制度。給与は、育児休業の期間中は支給されない。
- ※ 2 部分休業は、地公育休法第 19 条の規定に基づき、子が小学校就学の始期に達する日まで、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で、養育を理由に勤務しないことができる制度。給与は、勤務しない時間に応じて減額される。
- ※ 3 育児短時間勤務は、地公育休法第 10 条の規定に基づき、子が小学校就学の始期に達する日まで、一週間当たりの通常の勤務時間よりも短い勤務時間で勤務することができる制度。給与は、勤務時間に応じた支給割合で支給される。
- ※ 4 「育児休業取得者数」、「育児短時間勤務取得者」及び「部分休業取得者数」の欄の上段は、令和 7（2025）年度に新規に取得した職員の、下段は条例で定める特別の事情により再度の取得をした又は、同一の子について育児休業を取得したことがあり、かつ、終了した後、令和 7（2025）年度に再び育児休業をした職員の数

(イ) 育児休業の承認期間の状況（令和 7（2025）年度の新規取得者）

区 分		育児休業 取得者数	育児休業承認期間					
			6 月以下	6 月超え 1 年以下	1 年超え 1 年 6 月以下	1 年 6 月超え 2 年以下	2 年超え 2 年 6 月以下	2 年 6 月超え
一般部門	男性職員	146	135	11				
	女性職員	59	3	27	16	8	1	4
教育部門	男性職員	153	122	25	4	2		
	女性職員	337	6	59	70	81	48	73
警察部門	男性職員	146	140	6				
	女性職員	36	2	7	5	5		17
合 計	男性職員	445	397	42	4	2		
	女性職員	432	11	93	91	94	49	94

エ 大学院修学休業の状況

(ア) 大学院修学休業の取得状況（令和 7（2025）年度）

区 分		取得者数
教育部門	男性職員	
	女性職員	

※ 大学院修学休業は、教育公務員特例法（昭和 24 年 1 月 12 日法律第 1 号）第 26 条の規定に基づき、3 年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に在学してその課程を履修するために休業をすることができる制度。給与は、大学院修学休業の期間中は支給されない。

※ 上段は令和 7（2025）年度に新規に取得した職員の数、下段は前年度から引き続いている職員の数

(イ) 大学院修学休業の承認期間の状況（令和 7（2025）年度の新規取得者）

区 分		大学院修学 休業 取得者数	承認期間		
			1 年	2 年	3 年
教育部門	男性職員				
	女性職員				

(5) 職員の分限及び懲戒の状況

ア 分限処分件数（令和 7（2025）年度）

区 分		降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	一般部門					
	教育部門					
	警察部門					
	小 計					
心身の故障の場合	一般部門			197		197
	教育部門			356		356
	警察部門			59		59
	小 計			612		612
職に必要な適格性を欠く場合	一般部門		1			1
	教育部門					
	警察部門					
	小 計		1			1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	一般部門					
	教育部門					
	警察部門					
	小 計					
刑事事件に関し起訴された場合	一般部門					
	教育部門			5		5
	警察部門					
	小 計			5		5
災害により生死不明になった等 条例で定める事由による場合	一般部門					
	教育部門					
	警察部門					
	小 計					
合 計	一般部門		1	197		198
	教育部門			361		361
	警察部門			59		59
	小 計		1	617		618

※ 1 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、勤務成績が良くない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第 28 条の規定に基づき、職員の意に反して降任、免職、休職又は降格の処分をすること。

※ 2 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合、重複して計上している。

イ 懲戒処分者数（令和 7（2025）年度）

区 分		戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
給与・任用に関する不正	一般部門					
	教育部門					
	警察部門					
	小 計					
一般服務違反関係	一般部門		1			1
	教育部門				5	5
	警察部門		1			1
	小 計		2		5	7
一般非行関係	一般部門					
	教育部門					
	警察部門	1	2	1		4
	小 計	1	2	1		4
収賄等関係	一般部門					
	教育部門					
	警察部門					
	小 計					
道路交通法違反	一般部門			1		1
	教育部門			2		2
	警察部門					
	小 計			3		3
管理監督責任	一般部門					
	教育部門	2				2
	警察部門					
	小 計	2				2
合 計	一般部門		1	1		2
	教育部門	2		2	5	9
	警察部門	1	3	1		5
	小 計	3	4	4	5	16

※ 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第 29 条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすること。

(6) 職員の服務の状況

ア 年次休暇の取得状況

区 分			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般部門	15.0	15.0	15.0
教育部門	14.6	14.0	14.3
警察部門	15.3	15.2	15.6

※ 教育部門の対象から小中学校の職員は除く。

イ 介護休暇の取得状況

区 分		介護休暇 取得者数
一般部門	男性職員	
	女性職員	2
教育部門	男性職員	
	女性職員	5
警察部門	男性職員	1
	女性職員	1
合 計	男性職員	1
	女性職員	8

(7) 職員の退職管理の状況（令和 8（2026）年 6 月 30 日現在）

区 分	概 要										
一般職員	ア 再就職者による依頼等の規制 地方公務員法上の規制に加え、地方公務員法第 38 条の 2 第 8 項の規定に基づき、職員の退職管理に関する条例を制定し(平成 28 (2016) 年 4 月 1 日施行)、離職前 5 年間より前に、本庁等で給料の特別調整額に係る区分が 1 種から 3 種までの職に就いていた場合には、その職に就いていた期間の職務に関しても、現職職員に対して依頼等の規制を行っている。 イ 再就職情報の届出 地方公務員法第 38 条の 6 第 2 項の規定等に基づき、給料の特別調整額に係る区分が 4 種以上の職に就いていた元職員について、離職後 2 年間、営利企業や団体等に再就職した場合、当該再就職に係る届出をさせている。 令和 8 (2026) 年度における届出の受理状況は次のとおり。 ・再就職情報の届出対象となる者のうち令和 8 (2026) 年 6 月 30 日までに再就職情報の届出のあった者 5 名 (内訳) <table><tr><td>再就職先</td><td>地方三公社</td><td>非営利法人</td><td>営利法人</td><td>その他</td></tr><tr><td>届出者数</td><td>0 名</td><td>3 名</td><td>1 名</td><td>1 名</td></tr></table> ※原則として、地方公共団体の再任用職員や非常勤職員等になった場合や、個人事業主(自営業)になった場合については、届出は不要としている。	再就職先	地方三公社	非営利法人	営利法人	その他	届出者数	0 名	3 名	1 名	1 名
再就職先	地方三公社	非営利法人	営利法人	その他							
届出者数	0 名	3 名	1 名	1 名							
教育職員	ア 再就職者による依頼等の規制 地方公務員法上の規制に加え、地方公務員法第 38 条の 2 第 8 項の規定に基づき、職員の退職管理に関する条例を制定し(平成 28 (2016) 年 4 月 1 日施行)、離職前 5 年間より前に、本庁で給料の特別調整額に係る区分が 1 種から 3 種までの職に就いていた場合には、その職に就いていた期間の職務に関しても、現職職員に対して依頼等の規制を行っている。 イ 再就職情報の届出 地方公務員法第 38 条の 6 第 2 項の規定等に基づき、県立学校の校長の職に就いていた元職員について、離職後 2 年間、営利企業や団体等に再就職した場合、当該再就職に係る届出をさせている。 令和 8 (2026) 年度における届出の受理状況は次のとおり。 ・再就職情報の届出対象となる者のうち令和 8 (2026) 年 6 月 30 日までに再就職情報の届出のあった者 2 名 (内訳) <table><tr><td>再就職先</td><td>地方三公社</td><td>非営利法人</td><td>営利法人</td><td>その他</td></tr><tr><td>届出者数</td><td>名</td><td>2 名</td><td>名</td><td>名</td></tr></table> ※原則として、地方公共団体の再任用職員や非常勤職員等になった場合や、個人事業主(自営業)になった場合については、届出は不要としている。	再就職先	地方三公社	非営利法人	営利法人	その他	届出者数	名	2 名	名	名
再就職先	地方三公社	非営利法人	営利法人	その他							
届出者数	名	2 名	名	名							

警察職員

ア 再就職者による依頼等の規制

地方公務員法上の規制に加え、地方公務員法第 38 条の 2 第 8 項の規定に基づき、職員の退職管理に関する条例を制定し(平成 28 (2016) 年 4 月 1 日施行)、離職前 5 年間より前に、本庁で給料の特別調整額に係る区分が 1 種から 3 種までの職に就いていた場合には、その職に就いていた期間の職務に関しても、現職職員に対して依頼等の規制を行っている。

イ 再就職情報の届出

地方公務員法第 38 条の 6 第 2 項の規定等に基づき、給料の特別調整額に係る区分が 4 種以上の職に就いていた元職員について、離職後 2 年間、営利企業や団体等に再就職した場合、当該再就職に係る届出をさせている。

令和 8 (2026) 年度における届出の受理状況は次のとおり。

- ・再就職情報の届出対象となる者のうち令和 8 (2026) 年 6 月 30 日までに再就職情報の届出のあった者 12 名

(内訳)

再就職先	地方三公社	非営利法人	営利法人	その他
届出者数	名	5 名	7 名	名

※原則として、地方公共団体の再任用職員や非常勤職員等になった場合や、個人事業主(自営業)になった場合については、届出は不要としている。

(8) 職員の研修及び人事評価の状況

ア 職員研修の状況 (令和 7 (2025) 年度)

区 分	概 要	受講者数
一般職員	職場に人材育成の風土を醸成し、多様化・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応するため、職員の能力を向上させるとともに、職員が主体的にその能力を高めようとする意欲の増進を図るため、職員研修を実施している。 【主なポイント】 ① 昇任前の職員に対し、目指す階層に必要な能力を開発する「能力開発研修」を実施している。 ② 能力開発研修における「選択研修」の受講科目については、職員と所属長の話し合いにより、個人と職場のニーズとの整合性や能力、資質及び目標等を考慮して選定している。 ③ 人事評価に携わる職員のスキル向上等を目的とした評価者研修を重点研修として実施するほか、職員の主体的なキャリア形成意識向上に向けた「キャリア形成支援研修」を実施している。 ④ 研修の実施について、高度で専門的な知識を有する民間研修機関に委託している。	延 3,918 人

教育職員	教員の資質能力の向上を図り、更にリーダーシップを持った視野の広い教員を育成するため、様々な教員研修を実施している。 【主なポイント】 ① 総合教育センターにおいて、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修等の基本研修や、教員としての専門性を高めるための専門研修を実施している。 ② 集団の中での人間関係づくりや、組織の中でのリーダーシップや経営能力の育成を目的とした社会体験研修を実施している。 ③ 大学や研究機関等に留学することで、教員として必要な知識や技術を習得させ、その資質の向上と指導力の充実かん養を図ることを目的に内地留学や大学院派遣を実施している。	延 889 人
警察職員	警察職員には、適正・妥当な職務を執行するため、円満な良識と確かな判断能力、実務能力が必要とされる。そのため、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観と職務執行能力を兼ね備えた警察職員を育成するため、教養・訓練の充実強化を図っている。 【主なポイント】 ① 採用時教養においては、新たに採用された警察職員に対し、職責を自覚させ、使命感を培うとともに、基礎的な知識及び技能を修得するための教養・訓練を実施している。 ② 昇任時教養においては、上位の階級又は職に昇任した警察職員に対し、それぞれの階級又は職に必要な知識及び技能を修得するための教養・訓練を実施している。 ③ 専門的教養においては、特定の業務分野に関する高度な専門的知識及び技能を修得するための教養・訓練を実施している。	延 976 人

イ 人事評価の状況（令和 8（2026）年 4 月 1 日現在）

区 分	概 要
一般職員	職員の能力や意欲を高めて組織の活性化を図るために、日頃の業務を通じて発揮された職員の能力や成果を公正に評価する「人事評価システム」を平成 24（2012）年 10 月 1 日から実施している。（平成 17（2005）年度から試行） 【主なポイント】 ① 「能力・姿勢」及び「業績」を評価対象としている。 ② 評価の透明性を図るため、評価基準を職員に公開するとともに、所属長以外の職員に対して評価結果を原則開示している。 ③ 評価の公正性・客観性を高めるため、「複数評価」や「意見聴取者の設置」等の仕組みを実施している。 ④ 評価の納得性・説得性を高めるため、「自己評価」や所属長面談等による「評価結果のフィードバック」を実施している。 ⑤ 人事評価システムの公平性、透明性、信頼性を高め、職員の疑問や不満等の解消を図るため、「苦情相談制度」を整備している。 ⑥ 評価結果を職員の昇任、給与（昇給・勤勉手当）へ反映させている。

教育職員	〈教職員評価制度について〉 一般教職員の教職員評価制度は、「栃木県立学校教職員の評価の実施に関する規則」（平成 21 年 3 月 27 日教育委員会規則第 2 号）及び「栃木県市町村立学校教職員の評価の実施に関する規則」（平成 21 年 3 月 27 日教育委員会規則第 3 号）に基づいて実施されている。 平成 15 年度から 3 年間にわたり、文部科学省の委嘱を受け、有識者からなる「教員の評価に関する調査研究会議」で評価システムの内容や方法の検討、また、平成 17 年度には、小・中・県立学校 9 校での試行を行い、平成 18 年度には全校試行を実施し、新たな教職員評価システムを構築し、平成 19 年度からは、管理職も含め全校試行を実施した。その後、一般教職員については平成 21 年度から、管理職については平成 22 年度から本格実施し、令和 2 年度より会計年度任用教育職員等の教職員評価も開始した。 また、検討委員会において、本格実施に伴い新たに発生した課題等への対応や、より精度の高い評価を目指した評価内容と方法の改善に向けて検討していく。 【教職員評価システム構築の基本コンセプト】 ① 教職員一人ひとりの資質・能力や勤務意欲の向上に役立つシステム ② 評価の公平・公正性、客観性が確保されたシステム ③ 評価の結果を人事、給与、表彰、研修等に適正に反映できるシステム
警察職員	地方公務員法の改正に伴い、栃木県警察人事評価実施規程（平成 28 年栃木県警察本部訓令乙第 15 号）を定め、平成 28 年 12 月 1 日に従前の「勤務評定制度」から「人事評価制度」に移行した。 【主なポイント】 ① 職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力及び挙げた実績を把握し、通年の「能力評価」、半期ごとの「業績評価」、能力評価と業績評価を包括する「総合評価」を実施する。 ② 評価の透明性を図るため、「評価項目・基準」を被評価者に明示する。 ③ 低評価者には評価結果を通知し、必要な指導及び助言を行う。また、評価結果に関して意見がある場合には申し出ることが出来る。 ④ 人事評価結果を「職員の昇任・給与・任用」等へ反映させる。

(9) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 福利厚生計画の状況（令和7（2025）年度）

栃木県では、地方公務員法の規定に基づき、一般職員、教育職員及び警察職員の健康管理、福利厚生等の事業を計画的に推進するため、県及び共済組合が福利厚生事業を実施している。

下の表は福利厚生事業の体系ごとの実績額を表したものである。実績額には、県で直接行っている福利厚生事業、共済組合で行っている健康管理事業及び厚生事業の費用を含んでいる。

（単位：千円）

区分	体 系	施 策 項 目	事 業 項 目	実績額
一 般 部 門	1 生涯生活設計に関する支援	1 生涯生活設計の啓発	・ ガイドブックの配布 ・ 図書貸出等による啓発	366
		2 研修の実施	・ ライフプランセミナーの開催	
		3 相談体制の充実	・ 年金相談 ・ 退職予定者説明会の開催	
	2 健康づくり（健康保持増進）の支援	1 安全衛生管理体制の充実	・ 安全衛生委員会の運営 ・ 産業医の配置等 ・ 喫煙対策の推進	231, 827
		2 健康診断	・ 各種健康診断の実施	
		3 健康相談等の充実	・ 各種健康相談等 ・ メンタルヘルス対策の充実	
		4 健康教育の充実	・ 健康教室等の実施 ・ 生活習慣改善指導事業の実施 ・ 健康情報等の提供	
	3 元気回復事業の促進	1 スポーツ・レクリエーションの実施	・ スポーツ関連施策の実施 ・ レクリエーション関連施策の実施	9, 947
		2 文化教養事業の実施	・ 芸術鑑賞、各種教室の開催	
	4 職場の厚生施設、施策の充実	1 厚生施設の充実	・ 職員会館の利用助成 ・ 職員会館等の管理運営 ・ 職員住宅の管理運営 ・ 職員駐車場の管理運営	30, 738
		2 厚生施策の充実	・ 財産形成貯蓄制度の活用促進	
		3 新たな厚生制度の調査研究		
合 計				272, 878

(単位:千円)

区分	体 系		施 策 項 目	事 業 項 目	実績額
教育部門	1	生涯生活設計に関する支援	1 生涯生活設計の啓発	・ ライフプランセミナーの開催	567
			2 相談体制の充実	・ 年金相談の実施 ・ 退職予定者説明会の開催	
	2	健康づくり(健康保持増進)の支援	1 安全衛生管理体制の充実	・ 安全衛生委員会の運営 ・ 産業医等の配置	403,300
			2 健康診断の実施	・ 各種健康診断の実施	
			3 メンタルヘルス対策の充実	・ メンタルヘルス対策の実施	
			4 健康づくり活動の支援	・ 健康教室等の開催 ・ 健康ポイント事業の実施	
3	元気回復事業の促進	1 元気回復事業の促進	・ レクリエーション等の実施 ・ 保養施設等の利用助成	24,163	
4	厚生施策の充実	1 厚生施策の充実	・ 財産形成貯蓄制度の活用促進 ・ 育児支援事業の実施 ・ 医薬品配布事業の実施 ・ 結婚支援事業の実施 ・ 災害見舞の実施	3,515	
合 計					431,545
警察部門	1	生涯生活設計に関する支援	1 生涯生活設計の啓発	・ ガイドブックの配布	432
			2 研修の実施	・ ライフプランセミナーの開催	
			3 相談体制の充実	・ 生活・財務・保険相談 ・ 退職予定者説明会の開催	
	2	健康づくり(健康保持増進)の支援	1 安全衛生管理体制の充実	・ 健康管理委員会の運営 ・ 健康管理医の配置、衛生管理者の確保等	136,742
			2 健康診断及び診療の充実	・ 各種健康診断の充実 ・ 診療業務の充実	
			3 健康相談等の充実	・ 各種健康相談、保健指導の充実 ・ メンタルヘルス対策の充実	
			4 健康教育の充実	・ 健康教室等の実施 ・ 生活習慣改善指導事業の実施 ・ 健康情報等の提供	
	3	元気回復事業の促進	1 文化教養事業の実施	・ 職員と家族の文化祭の実施	0
	4	職場の厚生施設、施策の充実	1 厚生施設の充実	・ 共済施設の管理運営 ・ 職員住宅の管理運営	8,541
			2 厚生施策の充実	・ 各種給付事業の実施 ・ 各種貸付制度の充実 ・ 財産形成貯蓄制度の活用促進	
3 新たな厚生制度の調査研究					
合 計					145,715

イ 公務災害・通勤災害認定件数（令和 7（2025）年度）

区 分	認 定 件 数		
	公務災害	通勤災害	合 計
一般部門	33	5	38
教育部門	121	4	125
警察部門	55	1	56
合 計	209	10	219

2 人事委員会の業務の状況

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 競争試験実施状況（令和7（2025）年度）

試験区分	職 種	申込者数 (人)	受験者数 (人)	第 1 次 合格者数 (人)	第 2 次 受験者数 (人)	最 終 合格者数 (人)	競争率 (倍)
大 学 卒 業 程 度	行 政 (早期枠)	575	526	147	115	48	11.0
	行 政	251	134	116	105	56	2.4
	行 政 (福祉型)	14	8	5	5	5	1.6
	化 学	11	6	5	5	3	2.0
	農 業	28	22	14	13	11	2.0
	農 業 (追加秋季)	28	23	16	12	8	2.9
	畜 産	11	7	6	4	2	3.5
	畜 産 (追加秋季)	4	3	3	3	1	3.0
	林 業 (早期枠)	32	31	26	23	18	1.7
	林 業	21	5	5	1	1	5.0
	林 業 (追加秋季)	3	3	2	2	2	1.5
	総合土木 (早期枠)	30	30	24	19	18	1.7
	総合土木	10	2	2	2	2	1.0
	総合土木 (追加秋季)	4	4	2	2	2	2.0
	建 築	5	4	1	1	1	4.0
	電 気	5	3	2	2	2	1.5
	機 械	5	4	3	3	2	2.0
	心 理	10	8	4	3	2	4.0
	警察行政	37	25	12	10	5	5.0
	小 計	1,084	848	395	330	189	4.5
	小中学校事務	72	47	25	23	11	4.3
	合 計	1,156	895	420	353	200	4.5

試験 区分	職 種	申込者数 (人)	受験者数 (人)	第 1 次 合格者数 (人)	第 2 次 受験者数 (人)	最 終 合格者数 (人)	競争率 (倍)
高校卒業 程度	行 政	51	39	20	20	7	5.6
	総合土木	5	5	3	3	3	1.7
	電 気	1	1	1	1	1	1.0
	警察行政	24	23	15	15	9	2.6
	小 計	81	68	39	39	20	3.4
	小中学校事務	14	11	9	9	4	2.8
	合 計	95	79	48	48	24	3.3
資格・免 許職	保健師	15	14	9	8	6	2.3
	保健師(警察本部)	7	4	3	3	1	4.0
	管理栄養士	17	11	5	5	2	5.5
	臨床検査技師	12	7	5	5	5	1.4
	栄養士 (市町立小中学校)	17	12	5	5	1	12.0
	合 計	68	48	27	26	15	3.2
社会人対 象	行 政	455	401	74	57	23	17.4
	化 学	14	11	8	6	3	3.7
	農 業	26	23	22	21	8	2.9
	林 業	5	5	4	4	3	1.7
	総合土木	13	13	9	7	7	1.9
	電気	14	14	9	5	3	4.7
	警察行政	13	12	3	2	1	12.0
	保健師	13	13	10	9	5	2.6
	合 計	553	492	139	111	53	9.3

試験 区分		申込者数 (人)	受験者数 (人)	第 1 次 合格者数 (人)	第 2 次 受験者数 (人)	最 終 合格者数 (人)	競争率 (倍)
警 察 官	大卒者（男性） （第 1 回）	98	67	58	48	31	2.2
	大卒者（女性） （第 1 回）	27	21	21	15	12	1.8
	大卒者（男性） （第 2 回）	28	16	14	10	4	4.0
	大卒者（女性） （第 2 回）	11	10	8	7	2	5.0
	小 計	164	114	101	80	49	2.3
	高卒者等（男性） （第 1 回） （10月採用）	57	36	33	22	9	4.0
	高卒者等（女性） （第 1 回） （10月採用）	12	10	10	9	4	2.5
	高卒者等（男性） （第 2 回）	86	64	61	51	29	2.2
	高卒者等（女性） （第 2 回）	33	28	25	25	14	2.0
	小 計	188	138	129	107	56	2.5
	特別区分 （サイバー 犯罪捜査官）	3	2	2	2	1	2.0
	小 計	3	2	2	2	1	2.0
	合 計	355	254	232	189	106	2.4

イ 選考考査実施状況

(ア) 試験による選考（令和 7（2025）年度）

職 種		申込者数 (人)	受験者数 (人)	第 1 次 合格者数 (人)	第 2 次 受験者数 (人)	最 終 合格者数 (人)	競争率 (倍)
繊維工業技術者		1	1	1	1	1	1.0
少年補導職員		5	2	1	1	1	2.0
心理カウンセラー		3	3	3	3	2	1.5
職業訓練指導員（機械系）		3	3	3	3	2	1.5
学芸員（近世及び近現代美術）		4	4	3	2	2	2.0
博物館資料専門員（維管束植物）		3	3	2	2	2	1.5
障害者対象	行 政	24	17	14	14	2	8.5
	警察行政	12	9	8	8	1	9.0
	小中学校事務	11	7	4	4	0	－
合 計		44	34	27	26	13	2.6

※ 障害者採用選考において、職種を重複して受験した者があるため、職種別の数値の合計と合計欄の数値が一致しない箇所がある。

(イ) その他の選考（人事交流等）

（令和 7（2025）年 4 月 1 日～令和 8（2026）年 3 月 31 日）

職種又は職名	選考合格者数（人）	職種又は職名	選考合格者数（人）
部長相当	4	警 視	4
課長相当	11	警 部	8
課長補佐相当	20	警 部 補	9
係長相当	49	医 師	14
主 任	3		
主 事	4		
技 師	11	合 計	137

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、令和7(2025)年10月9日、県議会及び知事に対し、次のような内容の報告及び勧告を行った。

令和7(2025)年 職員の給与等に関する報告及び勧告について

令和7(2025)年10月9日
栃木県人事委員会

○ 本年の給与勧告のポイント

- 1 【月例給】民間給与との較差(3.04%)を埋めるため、全職員を対象に給料表を引上げ改定
- 2 【特別給】0.05月分引上げ。期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分
- 3 【地域手当】3.8%⇒4%に引上げ(令和8(2026)年4月実施)

1 本年の給与改定

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内事業所148事業所の約7,400人の個人別給与を調査(完了率81.8%)

人事院の見直しに準じ、比較対象企業規模を引き上げ(50人以上⇒100人以上)、職員給与と民間給与とを比較

(1) 月例給

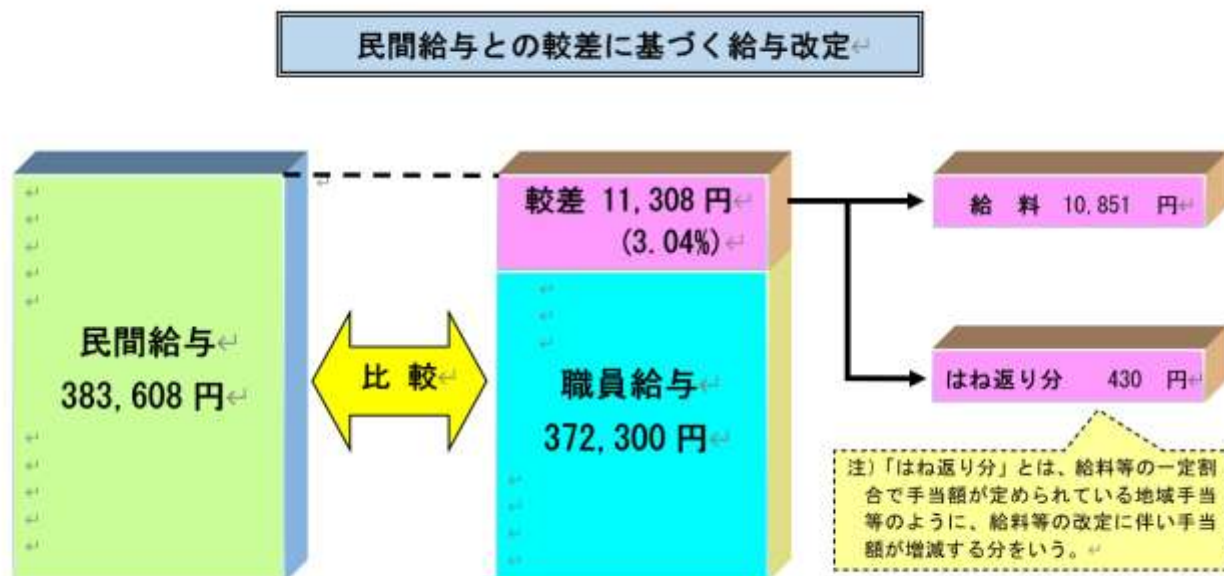
ア 行政職給料表

- ・ 本年4月分給与について職員給与と民間給与との比較を行った結果、職員給与が民間給与を11,308円(3.04%)下回っていた。

【民間給与との較差】

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A - B)
383,608 円	372,300 円	11,308 円 (3.04%)

- ・ 人事院勧告に準じて、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定



【行政職給料表の初任給（地域手当 3.8%にて算定）】

区分	改定前	改定後	改定額
高卒程度 (行 1—9)	201,891 円	214,554 円	+12,663 円 (+6.3%)
大卒程度 (行 1-29)	234,172 円	246,628 円	+12,456 円 (+5.3%)

イ その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定

(2) 特別給（ボーナス）

- ・ 職員の支給月数（4.60 月）が、民間の支給割合（4.65 月）を 0.05 月分下回ったことから、支給月数を 0.05 月分引上げ（4.60 月⇒4.65 月）

☞ 昨年に続き 2 年連続の 4.6 月台

- ・ 人事院勧告に準じて、期末手当及び勤勉手当に 0.025 月分ずつ均等に配分

【一般の職員の場合の支給月数】

区分	6 月期	12 月期
令和 7 (2025) 年度 期末手当	1.25 月 (支給済み)	1.275 月 (現行 1.25 月)
勤勉手当	1.05 月 (支給済み)	1.075 月 (現行 1.05 月)
令和 8 (2026) 年度 期末手当	1.2625 月	1.2625 月
以降 勤勉手当	1.0625 月	1.0625 月

(3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、所要の改定

(4) 特勤勤務手当

人事院勧告に準じて、特勤勤務手当と地域手当との調整措置を廃止

☞ 今後、国の動向に留意しながら、支給対象となる事務所等の見直しを実施

(5) 実施時期

区分	実施時期
給料表	令和 7 (2025) 年 4 月 1 日
特別給 令和 7 (2025) 年度分	令和 7 (2025) 年 12 月 1 日
令和 8 (2026) 年度分以降	令和 8 (2026) 年 4 月 1 日

☆ 参考

【令和 7 (2025) 年度行政職員の平均給与（平均年齢 41.7 歳・平均経験年数 19.6 年）】

改定額	改定率	勧告前		勧告後		年間給与額の差
		月 額	年間給与	月 額	年間給与	
11,281 円	3.03%	372,300 円	6,249,587 円	383,581 円	6,460,969 円	211,382 円

☞ 改定率が 3 %を超えるのは、平成 3 (1991) 年の 3.64%以来 34 年ぶり

☞ 年収ベースで約 3.4%の給与改定

2 その他の改定

(1) 諸手当（主なもの）

ア 地域手当

人事院の取扱いに準じて、県内における地域手当の支給割合を引上げ 3.8%⇒4 %

☞ 昨年の人事委員会勧告において、令和 10 (2028) 年 3 月 31 日までに、3.5%から 4 %に段階的に引き上げる旨記載

イ 通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当について、「100 km以上」を上限とする新たな距離区分を新設

(2) 実施時期

令和 8 (2026) 年 4 月 1 日

3 職務・職責を重視した給与体系の構築等

今後の国における検討の状況や他の都道府県の動向に留意しながら、より職務・職責を重視した給与体系が実現できるよう研究を進めるとともに、60歳前後の給与水準（給与カーブ）の在り方について、引き続き検討

4 教師を取り巻く環境整備

本年6月に公布された、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）の趣旨を踏まえた適切な対応が必要

5 公務運営に関する課題

採用試験受験者数が減少傾向にある中、若年層の離職は増加。多様で優秀な人材から「選ばれる栃木県」となるためには、受験者の確保対策に加え、人材の育成・活用、勤務環境の整備など、職員の勤務意欲の向上等も見据え各種取組を総合的に進めていくことが必要

(1) 人材の確保及び育成・活用

ア 多様で優秀な人材確保への取組

- ・ 受験者の利便性の向上や受験機会の拡大を図ることを目的に導入した「テストセンター方式」は、一定の効果
- ・ 従来の公務員志望者層に加え、民間志望者層や民間企業等における多様な経験や専門性を有する人材を誘致し、確保するための取組として、民間企業等の採用活動に対応した早期の人材確保策の拡充を検討していくことが必要
- ・ 県職員として働くことの魅力発信にも積極的に取り組んでいくことが必要

イ 職員の成長を支援する人事管理の推進

- ・ 職員の主体的なスキルアップやキャリア形成を支援する方策を検討していくことが必要
- ・ 人事評価システムを通して適切に職員にフィードバックが行えるよう評価者への支援が必要

ウ 女性職員の活躍の推進

- ・ 職員誰もが生き生きと活躍できる環境づくりに取り組み、女性職員の活躍を推進していくことが必要

エ 60歳以降の職員の経験や能力の活用

- ・ 60歳以降の職員が持つ豊富な知識、技術、経験等を最大限に活用し、全ての職員がライフステージにかかわらず、その能力を最大限に発揮することができる職場環境を整備することが必要

(2) 柔軟で働きやすい環境の整備

ア 柔軟で効率的な働き方の推進

- ・ 知事部局等の職員を対象に、擬似的な選択的週休3日制を試行
- ・ 人材確保の観点からも、引き続き国や他の都道府県等の動向を注視しながら、既存の制度の見直しについて、個々の職員の事情に配慮した柔軟な働き方が可能となるよう検討が必要

イ 仕事と生活の両立支援

- ・ 性別による役割分担意識をなくし、「とも家事・とも育て」の機運を醸成していくことは大変有効
- ・ 育児や介護の支援制度の周知・啓発を徹底し、職場全体で支援できる環境づくりに取り組むことが必要

ウ 総実勤務時間の短縮

- ・ 「労働生産性を高める取組」の本格実施に向けて、課題を検証し、取組を継続していくことが必要
- ・ 教職員について、時間外在校等時間を削減できるよう、外部人材の配置拡充や、ICTを活用した業務効率化の取組を更に推進していくことが必要
- ・ 警察本部において、総労働時間の短縮に向けた各種取組を推進するほか、合理化・効率化の更なる推進に取り組んでいくことが必要

エ 職員の健康増進

- ・ 職員の心身の疲労回復や健康維持のために年次休暇の取得促進や時間外勤務の縮減に努めるほか、ストレスチェック結果や各種健康診断の実施結果を活用し、メンタルヘルス対策を始め職員の健康管理対策に一層取り組むことが必要

オ ハラスメント防止対策

- ・ 引き続き研修等の実施により職員への周知・啓発を図り、また、相談窓口についても周知する

など、ハラスメントのない良好な職場環境づくりにより一層努めていくことが必要

- ・ 国の動向等を注視しながら、カスタマー・ハラスメント対策に適切に取り組んでいく

(3) 公務員倫理の徹底

県民からの信頼を回復できるよう、公務員の原点である「全体の奉仕者」としての自覚と高い倫理観を持って、公私を問わず、自らの行動を厳しく律することが必要

3 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局が適当な措置を執るよう措置の要求があった場合、同法第47条の規定に基づき、これを審査し、判定し、当委員会の権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告を行うものである。

令和7(2025)年度における措置請求の審査の状況は、次の表のとおりである。

(県関係)

事 案 名	請 求 事 項	受理年月日等	審査の状況
令和7年(措) 第1号	ハラスメント防止のための体制整備	R7.8.18 受理	R8.1.29 却下

4 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法第49条から第51条までの規定に基づき、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員から審査請求があった場合、当委員会が必要な審査を行い、その結果に基づいて当該不利益処分を承認し、修正し、又は取り消し、及びこれに伴う必要な措置を行うことによって職員の身分保障を確保しようとするものであり、準司法的な手続による事後審査の制度である。

令和7(2025)年度における審査請求の審査の状況は、次の表のとおりである。

(県関係)

事 案 名	請 求 事 項	受理年月日等	審査の状況
令和6年(不) 第2号	懲戒免職処分取消請求	R6.12.6 受理	審理中
令和7年(不) 第1号	懲戒減給処分取消請求	R7.10.6 受理	審理中

(受託市町等関係)

事 案 名	請 求 事 項	受理年月日等	審査の状況
令和6年(不) 第1号	懲戒停職処分取消請求	R6.3.1 受理	R8.2.17 裁決